件名:ACT 政府発表:マスク着用義務の緩和(COVID-19 関連)

【ポイント】

- ●ACT 政府は、マスク着用義務の緩和を 2 月 25 日 (金) 午後 6 時から開始する旨発表しました。
- ●RAT 検査の結果が陽性であった場合のオンラインでの登録が義務であることが再周知されました。

【本文】

ACT 政府は、マスク着用義務の緩和を 2 月 25 日 (金) 午後 6 時から開始する旨発表しましたので、発表の概要を下記にてご連絡いたします。発表の詳細は下記リンク先をご参照ください。

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/mandatory-mask-requirements-easein-the-territory

- 1 2月25日(金)午後6時から以下に該当する場合のみマスク着用が必須になります
- (1) バス、ライトレール、タクシー、ライドシェア等の公共交通機関に乗車する場合。また、これらの運転手は乗客を乗せている時にはマスクをしなければならない。
- (2) 病院や高齢者介護施設等の高リスク施設 (High risk settings) で働く人及び同施設を訪問する人。
- (3) 障がいのある人へのサービス提供者。
- (4) 在宅及びコミュニティ施設での高齢者へのサービス提供者。
- (5) 学校や早期幼児教育施設の屋内で働く人及び同施設を訪問する人。7年生から12年 生の学生は学校の屋内ではマスクの着用が必要。
- (6) キャンベラ空港内及びキャンベラ空港を離発着する国内線航空機内。

なお、ACT 保健大臣は、上記次第ではあるが、屋内で他の人との距離を保つことが出来ない場所では、マスクを着用することが推奨される旨述べています。

- 2 RAT 検査の陽性の場合の登録が義務であることの再周知
- (1)2月25日(金)午後11時59分からRAT検査で陽性の結果が出た人は、オンライン登録することが義務づけられます。オンライン登録は下記リンク先から行ってください。

https://actredcap.act.gov.au/redcap/surveys/?s=ENJETRYNA8CHAFJ7

- (注) 当館から ACT 保健省に確認したところ、これまでも RAT 検査で陽性の結果が出た場合の登録は義務でしたが、不明確であったので、この度再度周知するという趣旨とのことでした。
- (2) RAT 検査で陽性の結果が出た人は、PCR 検査で陽性結果が出た人と同様に7日間の自

己隔離をする必要があります。

- (3)検査の種類にかかわらず、陽性の結果が出た人は、過去の接触により、感染リスクがある人に連絡することが推奨されます。
- 3 イベント開催においての規制緩和

2月25日(金)午後11時59分から、2,000人以上のイベントを開催するにあたって、チケット制、事前登録制、またはCheck In CBR アプリを利用する場合は、開催にあたっての許可が不要となります。5,000人以上が参加するイベントの場合、新型コロナウイルス安全計画 (COVID Safety Plans) を ACT 保健省に提出する必要があります。

4 ACT 政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、定期的に確認し最新の情報を入手するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html